

九重町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

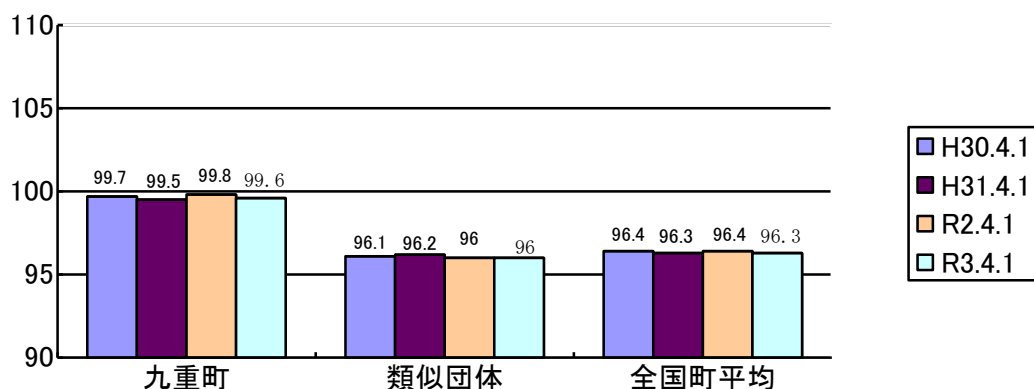
区 分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 元年度の人件費率
令和2 年度	人 9,122	千円 8,653,085	千円 513,774	千円 1,292,653	% 14.9	% 16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2 年度	人 139	千円 461,865	千円 56,420	千円 191,856	千円 710,141	千円 5,109	千円 5,519

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較する（※）ため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 ※ ラスパイレス指数による比較は、給料のみの比較であり手当は含まれていない。手当には、当町では支給されない地域手当や国家公務員にしか支給されない広域異動手当、本府省業務調整手当などが含まれる。そのため、給与（給料に手当を含んだ額）で比較した場合は、ラスパイレス指数による比較と比べて当町の数値は低くなる。
 ※令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	格差 A-B	勧告 (改定率)		
令和2年度	円 357,639	円 357,597	42円 (0.01%)	% 改定なし	% 改定なし	% 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	格差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和2年度	月 4.45	月 4.50	月 △0.05	月 △0.05	月 4.45	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われ賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

当町には人事委員会は設置されていない。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むこととされている。

①給料表の見直し

【 実施 】

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 基本的に国・県と同様の内容で実施している。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 該当地域ではない

(実施時期) 該当地域ではない

(参考)

	平成28年度 の 支 給 割 合	平成29年度の支給割合		平成30年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	—	—	—	—
九重町の支給割合	—	—	—	—

③その他の見直し内容

見直していない。

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
九重町	38.3歳	298,200円	341,253円	321,641円
大分県	42.3歳	319,615円	401,632円	346,219円
国	43.0歳	325,827円	407,153円	—
類似団体	41.0歳	298,750円	345,218円	328,287円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
九 重 町	49.1歳	3人	349,500円	371,700円	361,833円	—	—	—	—
うち給食調理員	49.1歳	3人	349,500円	371,700円	361,833円	—	—	—	—
大 分 県	53.5歳	178人	327,028円	364,435円	341,601円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,201人	286,947円	328,603円	—	—	—	—	—
類似団体	51.2歳	— 人	285,749円	309,905円	301,063円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
九 重 町	—	—	—
うち給食調理員	—	—	—

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
九重町	30.5歳	246,255円	274,019円
大分県	44.8歳	361,492円	398,972円
類似団体	36.4歳	259,364円	294,750円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		九 重 町	大 分 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200円	188,700円	182,200円
	高 校 卒	150,600円	154,900円	150,600円
技能労務職	高 校 卒	150,600円	152,700円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

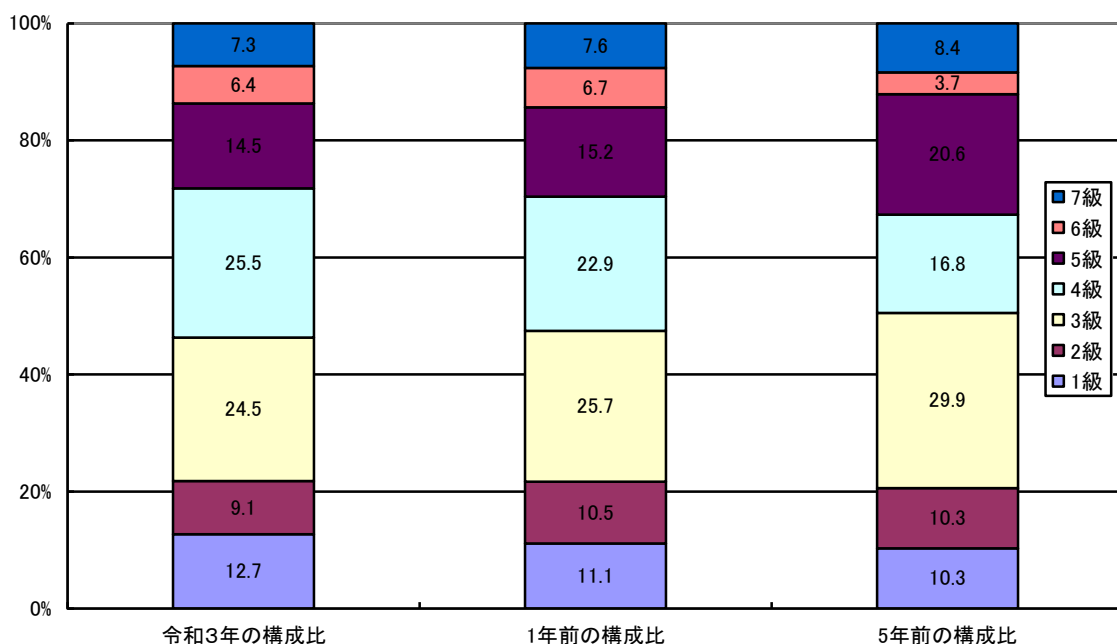
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	272,133円	313,733円	352,600円
	高 校 卒	－ 円	296,400円	336,633円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	事務員、技術員、主事、技師、保健師、保育教諭、保育士、獣医、栄養士、看護師及び教諭の職務又はこれに相当する職務	14人	12.7%	146,100	247,600
2 級	主任並びに高度の業務を分掌する保健師、保育教諭、保育士、獣医、栄養士、看護師及び教諭の職務又はこれに相当する職務	10人	9.1%	195,500	304,200
3 級	主査、主任保健師、主幹保育教諭、主任保育士、主任獣医、主任栄養士、主任看護師及び主任教諭の職務又はこれに相当する職務	27人	24.5%	231,500	350,000
4 級	リーダー、副主幹並びに高度の業務を分掌する主任保健師、主幹保育教諭、主任保育士、主任獣医、主任栄養士、主任看護師及び主任教諭の職務又はこれに相当する職務	28人	25.5%	264,200	381,000
5 級	困難な業務を分掌するリーダー、園長及び主幹の職務又はこれに相当する職務	16人	14.5%	289,700	393,000
6 級	会計管理者、課長、室長、局長、館長、所長及び参事並びに困難な業務を分掌する園長及び主幹の職務又はこれに相当する職務	7人	6.4%	319,200	410,200
7 級	困難な業務を所掌する課長、室長、局長、館長、所長及び参事の職務	8人	7.3%	362,900	444,900

- (注) 1 九重町の規則に基づく級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日までに おける運用	九重町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

九重町	大分県	国
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,424千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,684千円	—
（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（令和元年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和2年度中における運用	九重町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

九重町		国	
（支給率）	自己都合 応募認定・定年	（支給率）	自己都合 応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分 24.586875月分	勤続20年	19.6695月分 24.586875月分
勤続25年	28.0395月分 33.27075月分	勤続25年	28.0395月分 33.27075月分
勤続35年	39.7575月分 47.709月分	勤続35年	39.7575月分 47.709月分
最高限度額	47.709月分 47.709月分	最高限度額	47.709月分 47.709月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置	2～45%	定年前早期退職特例措置	2～45%
1人当たり平均支給額（定年）	16,089千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に定年退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

（令和3年4月1日現在）（支給実績なし）

支給実績（令和元年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
該当なし	— %	— 人	— %
地域手当補正後ラスパイレス指数			%
（ラスパイレス指数）			() %

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		0%		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和元年度決算）	左記職員に対する 支給単価
町税の賦課徴収事務	税務職員	税の賦課 税の徴収	0円	月額 1,500円、 月額 2,000円

伝染病防疫作業事務		防疫作業	0円	日額 1,000円
家畜診療に従事する事務	獣医師	家畜診療	0円	月額 20,000円
保健予防に従事する事務	保健師	結核患者等予防指導	0円	月額 1,500円
行旅死亡人の遺体収容		遺体収容	0円	1死体 5,000円

(注) 特殊勤務手当については、令和5年3月31日まで一部を除き支給を凍結している。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	18,959 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	246 千円
支給実績（令和元年度決算）	18,959 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	283 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」（年度決算）と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ		14,729千円	277,906円
	子	10,000円				
	うち配偶者がいない1人目	10,000円				
	配偶者・子以外	6,500円				
	うち配偶者がいない1人目	6,500円				
	16歳～22歳の についての加算	5,000円				
住居手当	持ち家（支給限度額）	1,000円	異なる	金額	12,606千円	193,938円
	借家（支給限度額）	27,000円	異なる	計算方法		
通勤手当	1kmごとに25km まで（支給限度額）	16,000円	異なる	1kmごと	8,650千円	79,358円
管理職手当	課長（7級） 課長（6級） 参事 園長	41,000円 38,000円 34,000円 27,000円	異なる	定額	6,792千円	399,529円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 区 町 村 長	720,000円	(ー 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額			
	副 市 町 村 長	585,000円		860,000円	／	360,500円	
		(ー 円)		700,000円	／	471,000円	
報 酬	議 長	301,000円	(ー 円)	400,000円	／	230,000円	
	副 議 長	260,000円		314,000円	／	182,000円	
		(ー 円)					
	議 員	250,000円		290,000円	／	155,800円	
	(ー 円)						
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(令 和 2 年 度 支 給 割 合)					
	副 市 町 村 長	2.55月分					
	議 長	(令 和 2 年 度 支 給 割 合)					
	副 議 長 議 員	2.55月分					
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算 定 方 式)		(1 期 の 手 当 額)		(支 給 時 期)	
	副 市 町 村 長	720,000円×在職年数×500/100		14,400,000円		任期毎	
		585,000円×在職年数×290/100		6,786,000円		任期毎	
		備 考					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

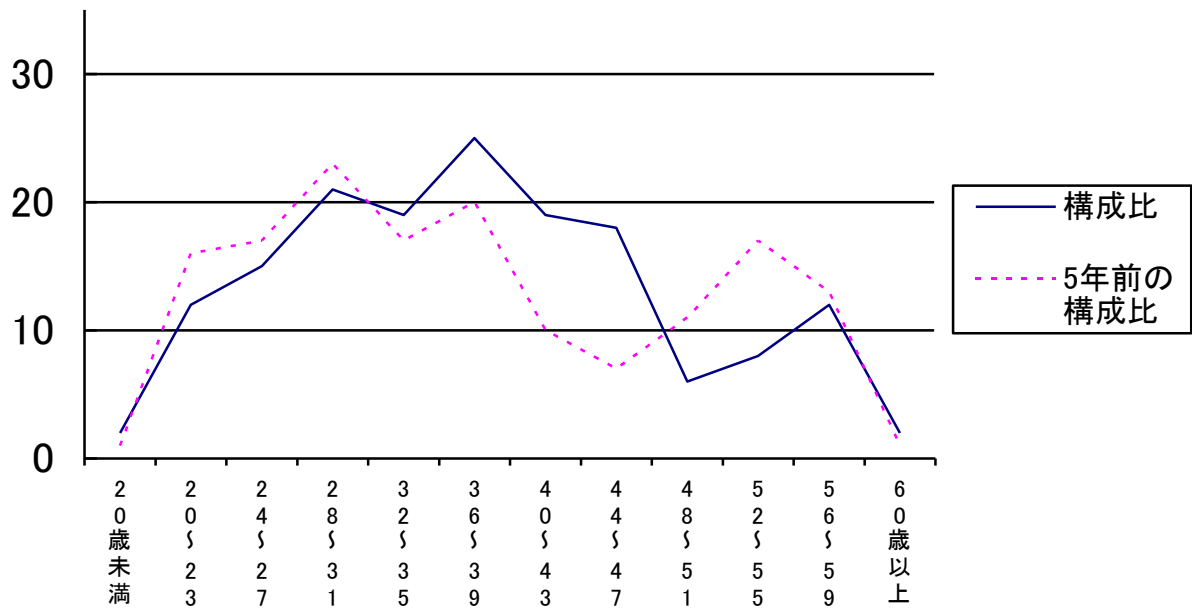
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 由
			令和 2 年	令和 3 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会 ・ 総 務	35人	37人	2人	
		税 務	10人	9人	△1人	
		福 祉	32人	31人	△1人	
		経 済	23人	23人	0人	
		土 木	11人	13人	2人	
	計		111人	113人	2人	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 123.88 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 133.25 人)
	教 育 部 門		28人	28人	0人	
門	消 防 部 門		0人	0人	0人	
	小 計		139人	141人	2人	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 152.38 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 158.93 人)
公 営 企 業 部 門 会 計	水 道 そ の 他		2人	2人	0人	
			9人	9人	0人	
	小 計		11人	11人	0人	
合 計			150人	152人	2人	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 166.63 人
			[216]	[216]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	12人	15人	21人	19人	25人	19人	18人	6人	8人	12人	2人	159人

(3) 職員数の推移

	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	117	115	114	112	111	114	△3（△2.56%）
教育	25	26	25	27	28	26	1（4.00%）
公営企業 会計	11	11	11	11	11	11	0（0%）
計	153	152	150	150	150	151	△2（△1.31%）

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 2 年度	千円 56,167	千円 16,138	千円 13,844	% 24.6	% 28.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 2 年度	人 2	千円 6,451	千円 2,890	千円 2,565	千円 11,906	千円 5,953	千円 6,931

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
九 重 町	33.5 歳	313,449 円	420,353 円
団 体 平 均	43.6 歳	363,687 円	576,360 円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

九 重 町	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,283千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,677千円
(令和元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

イ 退職手当

九 重 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2～45%			定年前早期退職特例措置 2～45%		
1人当たり平均支給額 千円 千円					

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は退職者がいなかったため記載していない。

ウ 地域手当

(令和3年4月1日現在) (支給実績なし)

支給実績(令和2年度決算)			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当なし	— %	— 人	— %
地域手当補正後ラスパイレス指数			%
(ラスパイレス指数)			() %

エ 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)			0%	
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する 支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	2,451千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	1,226千円
支給実績(令和元年度決算)	448千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	224千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)

カ その他手当（令和３年４月１日）

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和２年度決算)	支給職員１人当たり 平均支給年額 (令和２年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	異なる	配偶者の単価	0千円	0円
	子	10,000円				
	うち配偶者がいない１人目	10,000円				
	配偶者・子以外	6,500円				
	うち配偶者がいない１人目	6,500円				
	16歳～22歳の についての加算	5,000円				
住居手当	持ち家	1,000円	異なる	金額	216千円	108,000円
	借 家（支給限度額）	27,000円	異なる	計算方法		
通勤手当	1 km ごとに25km まで（支給限度額）	16,000円	異なる	1km ごと	223千円	11,500円
管理職手当	課長（７級）	41,000円	異なる	定額	0円	0円
	課長（６級）	38,000円				
	参事	34,000円				
	園長	27,000円				